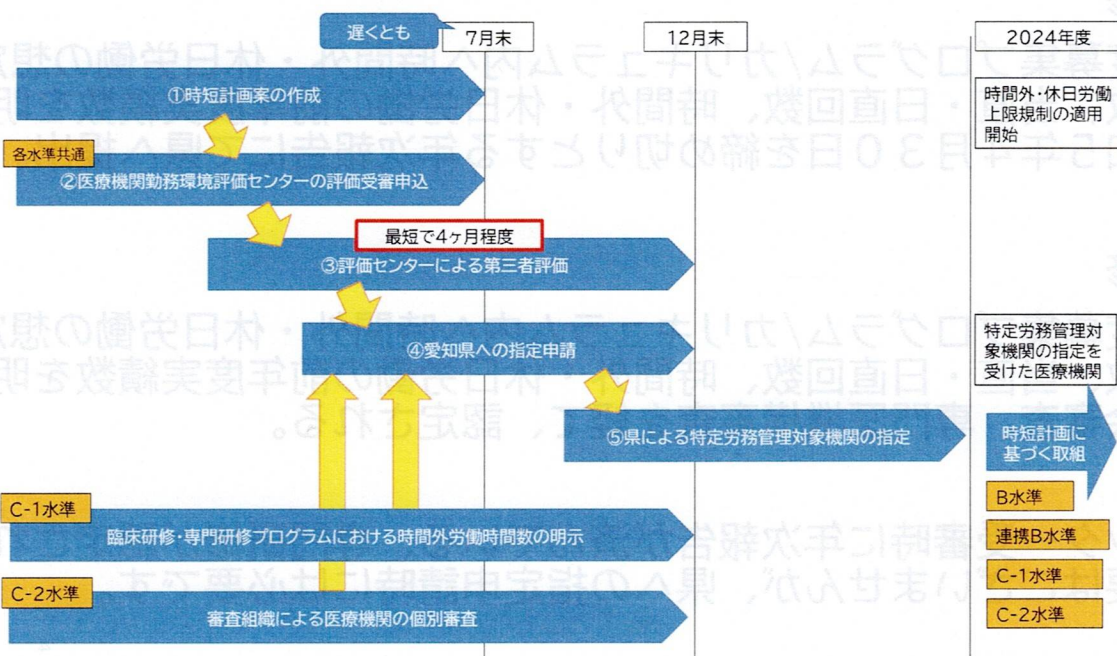


# 愛知県への指定申請について

## －特定労務管理対象機関（B・連携B・C-1・C-2水準）の指定に係る手続きの流れ－

愛知県保健医療局健康医務部  
医務課地域医療支援室医師確保推進グループ

### 手続きの流れ



## B・連携B・C-1・C-2水準の指定をする医療機関で行うこと

### 共通

- ①令和6年度以降の時短計画案の作成
- ②評価センターの評価を受審（10月31日より評価受審受付開始）  
※評価センター受審時には指定を受ける水準を明らかにしてください。  
必要書類を受理してから4ヶ月～半年程度の評価期間となりますので、遅くとも**令和5年7月頃までには受審**をお願いします。
- ③評価センターの評価結果受領後、県へ指定申請（期限：12月末）  
7月末までの受付分については秋頃、それ以降の受付分は2月～3月頃に指定結果を通知。
- ④指定結果の受領後、時短計画の策定
- ⑤36協定の締結、労基署への届出（令和5年度末までに）

3

## C-1水準の指定をする医療機関で追加で行うこと

### ◆臨床研修

令和5年度募集プログラム/カリキュラム内へ時間外・休日労働の想定最大時間数、当直・日直回数、時間外・休日労働の前年度実績数を明示し、令和5年4月30日を締め切りとする年次報告にて県へ提出。

### ◆専門研修

令和5年度募集プログラム/カリキュラム内へ時間外・休日労働の想定最大時間数、当直・日直回数、時間外・休日労働の前年度実績数を明示し、学会審査、専門医機構審査を経て、認定される。

◇評価センター受審時に年次報告が済んでいる、専門研修が認定されている必要はございませんが、県への指定申請時には必要です。

4

## (補足) 臨床研修・専門研修プログラムの基幹施設で行うこと

◇臨床研修・専門研修プログラム/カリキュラム内への時間外・休日労働時間数の明示については、**C-1水準の指定を受けないプログラムでも明記**する必要があります。

◇プログラムへの明示については、研修医・専攻医の所属先に限らず、プログラムの基幹施設が、各協力病院や各連携施設をとりまとめて報告してください。

5

## C-2水準の指定をする医療機関で追加で行うこと

①技能研修計画（個人ごと）、医療機関申請書（分野ごと）を作成

②審査受審（厚生労働大臣（審査組織）の確認）

※詳細は「医師の働き方改革－C2審査・申請ナビ－」のホームページをご確認ください。審査申込は電子申請。分野毎に申請が必要。

**令和5年度の申請期間：第1回は4月14日から6月12日まで**

③審査結果の受領

◇評価センター受審時に厚生労働大臣（審査組織）の確認まで得ている必要はございませんが、県への指定申請時には必要です。

◇C-2水準の指定申請について、申請時点でその分野におけるC-2水準適用該当医師がない場合でも申請が可能です。ただし、令和6年度以降にその該当医師が存在するようになった時点で、当該医師の技能研修計画を県へ届け出てください。

6

## 愛知県で行うこと

- ①評価センターから評価結果を受領
- ②医療機関からの指定申請の受付  
※受付開始：令和5年5月  
申請方法：G-MIS（医療機関等情報支援システム）の電子申請 等
- ③医療審議会で意見聴取  
※医療審議会の他にも地域医療対策協議会等の関係会議で協議します。
- ④医療機関へ指定結果の通知
- ⑤指定の公示・評価結果の公表

## 愛知県で行うこと

### 県への申請書類

- ①B水準（特定地域医療医療提供機関）

内容	提出書類
申請書	様式第1号
医師労働時間短縮計画（案）	評価センターの評価を受けた時短計画の案
医療法第113条第1項に規定する業務があることを証する書類	添付書類1、次ページに示す添付書類
医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類	評価センターの評価結果報告書
医療法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類	※評価結果に応じて、追加で資料の提出をお願いする場合がございます。
医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類	誓約書（様式第6号）

# 愛知県で行うこと

## 県への申請書類

### ① B水準（特定地域医療医療提供機関）

項目	指定要件	添付資料
救急医療	三次救急医療機関	不要
	二次救急医療機関	不要
	「救急車の受入件数年間1000件以上」もしくは「夜間・休日・時間外の入院件数年間500件以上」	添付書類1へ記載
	医療計画において5疾病5事業の確保について重要な役割を担う	不要
居宅等における医療	居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす	在宅療養支援病院もしくは在宅療養支援診療所の施設基準を満たすことが確認できるもの
地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のため必要な機能を有する	当該業務を行っていることがわかる書類 (愛知県地域保健医療計画で5疾病5事業のいずれかの役割を担うとして位置付けられている場合は不要。)  想定する医療機関は以下のとおり。 ※こちらに掲載のない医療機能で申請を予定している場合は、申請前に必ず県へご相談ください。 厚生労働大臣が指定をするもの：都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、がんゲノム医療中核拠点病院、がんゲノム医療拠点病院、がんゲノム医療連携病院、特定機能病院 愛知県保健医療計画で位置付けられているもの：児童精神科を行うもの、精神科救急、小児救急、総合産科医療センター、地域産科医療センター、へき地医療拠点病院

9

# 愛知県で行うこと

## 県への申請書類

### ② 連携B水準（連携型特定地域医療提供機関）

内容	提出書類
申請書	様式第2号
医師労働時間短縮計画（案）	評価センターの評価を受けた時短計画の案
医療法第118条第1項の指定にかかる派遣の実施に関する書類	添付書類2、派遣先医療機関一覧
医療法第118条第2項において準用する法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類	評価センターの評価結果報告書 ※評価結果に応じて、追加で資料の提出をお願いする場合がございます。
医療法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類	
医療法第118条第2項において準用する法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類	誓約書（様式第6号）

10

## 愛知県で行うこと

県への申請書類

### ③C—1水準（技能向上集中研修機関）

内容	提出書類
申請書	様式第3号
医師労働時間短縮計画（案）	評価センターの評価を受けた時短計画の案
医療法第119条第1項の指定に係る業務があることを証する書類	添付書類3、県へ年次報告で提出した臨床研修プログラム、日本専門医機構で承認された専門研修プログラム
医療法第119条第2項において準用する法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類	評価センターの評価結果報告書 ※評価結果に応じて、追加で資料の提出をお願いする場合がございます。
医療法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類	
医療法第119条第2項において準用する法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類	誓約書（様式第6号）

11

## 愛知県で行うこと

県への申請書類

### ④C—2水準（特定高度技能研修機関）

内容	提出書類
申請書	様式第4号
医師労働時間短縮計画（案）	評価センターの評価を受けた時短計画の案
医療法第120条第1項の指定に係る業務があることを証する書類	添付書類4、審査組織に提出した医療機関申請書・技能研修計画書 ※申請時点で該当医師がない場合は、技能研修計画書は不要です。
医療法第120条第1項の確認を受けたことを証する書類	審査組織の審査結果通知書 ※申請時点で該当医師がない場合は、技能研修計画関係の審査結果通知書は不要です。
医療法第120条第2項において準用する法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類	評価センターの評価結果報告書 ※評価結果に応じて、追加で資料の提出をお願いする場合がございます
医療法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類	
医療法第120条第2項において準用する法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類	誓約書（様式第6号）

12

## 令和6年度以降に行うこと

### ◆指定医療機関の取組

- ・ 追加的健康確保措置の履行
- ・ 時短計画の見直し、県への提出（年1回）
- ・ 評価センター受審、指定更新（3年に1回）  
※指定更新をしない場合は、3年で指定の効力を失います。

### ◆県の取組

- ・ 医療法第25条に規定する立入検査にて追加的健康確保措置の実施状況確認
- ・ 時短計画の確認、必要な勤務環境改善の支援の実施
- ・ 指定更新（3年ごと）

13

## 令和6年度以降に行うこと（指定の取消について）

◇指定の取消を行う場合は、指定時と同じく、原則、医療審議会の意見を聴きます。取消の通知がされるまでは、特例水準の追加的健康確保措置の履行は義務となります。

◇ただし、3年後に指定の更新をしない場合は、医療審議会の意見聴取なく、そのまま指定の取消となります。

◇令和5年度末までに指定通知を受けた場合に取消を希望される場合でも、令和6年度以降に取消の手続きを行います。指定申請に当たっては必要な水準を十分にご検討ください。

取消内容	医療審議会の意見聴取
(1) 指定の取消を希望される場合(勤務環境改善など)	×
(2) 追加的健康確保措置が未実施の場合	○
(3) 指定の更新をしない場合	○

14

## (補足) 時短計画について

◇時短計画について、指定の有無に限らず、令和6年4月1日の前日までの間に年間の時間外・休日労働時間が960時間を超える医師がいる医療機関は、令和5年度末までの時短計画の作成に努めることとされています(努力義務)。

(回「コ平エ」) 様更宝計、審査一々に寸面轄。  
。を考り夫き代校の宝計コ平エ、お合黙りなJき様更宝計※

時短の県◆

の置計科野親野内吐盛丁コ査針人立るを宝計コ条に業去療因。  
臨野科対就実  
就実の對支の善効野親野内吐盛は要必、臨野の画情就科。  
(コ平エ) 様更宝計。

(コ平エ) 様更宝計) ところをコ判以寛平の味命

療の会審審意因、順則、>コ同コ初宝計、お合黙とコき野親の宝計◇  
野親野内吐盛の準本時計、お考る所ちは吐盛の野親。を考ち願き見  
。を考りなコ野親お訂野の置計科

野親意の会審審意因、お合黙りなJき様更の宝計コ平エ、J式式◇  
。を考りなコ野親の宝計考考の予、>野親

合黙る所ち聖希を野親コ合黙式に受き吐盛宝計コ考考末寛平を味命◇  
コ式並に審申宝計。を考りコ考考末の野親コ判以寛平の味命、ま考  
。コ式>指針ココ代十を準本は要必お考

- (S) 善効野親野内吐盛(横) 合黙る所ち聖希を野親の宝計 (1)
- 合黙の就実未だ置計科野親野内吐盛 (S)
- 合黙りなJき様更の宝計 (E)